

自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

（法人用）

奈良市(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)とは、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)の委託について、次のとおり契約を締結する。なお、本委託契約の履行細目は別紙「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書(以下「委託細目書」という。)」に基づくものとする。

第1条（契約対象電気工作物の概要）

- 1 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとする。
 - (1) 事業場の名称 別添仕様書のとおり
 - (2) 事業場の所在地 別添仕様書のとおり
 - (3) 需要設備 別添仕様書のとおり
 - (4) 非常用予備発電装置 別添仕様書のとおり
 - (5) 常用発電所 別添仕様書のとおり

第2条（委託業務の内容）

- 1 受注者が実施する保安管理業務は、次の各号により、保安規程に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者(以下、保安業務担当者という。)が自ら実施するものとする。
 - (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験(その細目及び具体的基準は、別紙「委託細目書」のとおり)を行い、その結果を報告するとともに経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令(以下、技術基準という。)の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
 - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは関西電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指示し、再発防止につきてとるべき措置を指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。
 - (3) 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (5) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言、届出を行うこと。
 - (6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。
 - (7) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、別紙「委託細目書」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しない恐れがあるときは、そのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
 - (8) その他保安規定に定められている事項。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、受注者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が発注者により確認されるものに限り、発注者は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができます。
 - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
 - (2) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な電気工作物
 - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物

- (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置（以下「絶縁監視装置」という。）を有する事業場については、別紙「委託細目書」に定めるところにより、処置を行うものとする。

第3条（点検の頻度と監視装置）

- 1 第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検内容は別紙「委託細目書」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。
- (1) 月次点検 毎月1回以上（無停電）（設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上）
※ただし、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号第四条第七項及び第八項イに該当するものについては隔月1回以上、第九号に該当するものは三箇月に1回以上
- (2) 年次点検 毎年1回（全停電）
- (3) 臨時点検 必要の都度

第4条（委託料）

- 1 第2条第1項第1号から第3号に掲げる業務に対する委託料は、次のとおりとする。
- 月額委託料（ 円 ）（うち消費税及び地方消費税額 円）

第5条（支払条件等）

- 1 前条委託料の支払いは3箇月毎とし、受注者は、3箇月目の点検終了後に、発注者に対して請求を行い、発注者は、受注者からの適法な支払いの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 2 発注者の受注者に対する支払いは、原則として受注者の指定する金融機関に払い込むものとし、払込日をもって支払われたものとする。

第6条（連絡責任者等）

- 1 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

第7条（発注者及び受注者の協力及び義務）

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 2 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第8条（保安業務担当者の資格等）

- 1 受注者は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- 2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、発注者の求めに応じ提示することとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

5 保安業務担当者を明確にするため、受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知し、発注者は面接等により本人の確認を行うこととする。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

第9条（記録の保存）

1 発注者は、受注者が実施し報告した保安全管理業務の結果の記録（保安全管理業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）等を確認するとともに、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。

第10条（損害賠償）

1 受注者の故意または過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

第11条（履行遅滞等）

1 受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に契約業務を完了することができない場合において、契約期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は違約金を付して契約期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、契約業務の代金につき、延長日数に応じて3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）の割合で計算して得た額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第4条第1項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅滞利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満である場合はこの限りではない。

第12条（機密の保持）

1 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他に漏らし又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用しないものとする。また、この契約が満了し、失効し、又は解除された後も同様とする。

第13条（契約期間内の更改）

1 発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 非常用発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 常用発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 発注者が保安規程を変更する場合
- (7) 施設が統廃合された場合

第14条（契約の解除等）

1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。

- (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 発注者が委託料の支払いを遅滞した場合
- (3) 受注者がこの契約に関し次のいずれかに該当する場合

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置

命令をし、その命令が確定したとき。

- イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
- ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
- エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項のほか、発注者受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、3箇月前迄にその旨文書により通知し、発注者受注者相互が合意したうえで解除できるものとする。

3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

(1) 廃止された場合

(2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合

(3) 一般用電気工作物となった場合

(4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合

(5) 発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）の出力が2,000キロワット以上となった場合

(6) 発電所（前号に掲げるものを除く。）の出力が1,000キロワット以上となった場合

(7) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合

(8) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となった場合

4 受注者の責めに帰する理由により、この契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

第15条（談合等に係る違約金）

1 受注者は、この契約に関して、前条第1項第2号に該当し、契約を解除した場合、委託料の総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認

